

あとり共育募金 募金箱設置規約

第1条（目的）

一般社団法人あとり技芸向上支援協会、フリースクール花鶏学苑（以下「花鶏学苑」という）のあとり共育募金・募金箱設置に関し、募金箱に寄せられたご寄付者の意思が生かされ、管理運営が適切に行われることを目的として必要な事項を以下のとおり定めます。

第2条（設置場所）

（1）募金箱の設置場所は、花鶏学苑及びあとり共育募金の趣旨に賛同する店舗・施設などの、不特定多数の人が出入りし、かつ管理ができる場所に設置してください。

（2）多くの人の目にふれるところに設置場所を決めて、常時設置してください。

第3条（設置申込）

募金箱の設置を申し込むときは、所定の「募金箱設置に関する承諾書」を提出してください。

第4条（募金箱の種類）

募金箱の種類はアクリル製または紙製とします。どちらを送付するかは花鶏学苑で選択させていただきます。

第5条（募金箱の運送料）

募金箱の設置にかかる送料は花鶏学苑が負担しますが、返却にかかる送料は募金箱設置者が負担くださいますようお願いいたします。

第6条（募金箱管理者）

募金箱の管理および所在を明確にするため、20歳以上の管理責任者を定め、花鶏学苑に届けてください。途中で変更となった場合も花鶏学苑までご連絡ください。（第9条参照）

第7条（募金の送金）

集った金額の多寡に関わらず、募金箱に寄せられた募金を1年に1回は花鶏学苑に送金してくださいますよう、お願いいたします。

第8条（禁止事項）

募金箱を他に譲渡あるいは貸与しないでください。

第9条（変更の届出）

募金箱設置の設置場所（住所・電話番号）、管理責任者等の変更があった場合は、速やかに

花鶏学苑に届け出てください。

第10条（鍵の紛失）

鍵付きの募金箱の鍵は、花鶏学苑にてスペアを1つだけ保管しています。万が一、鍵を紛失された場合は、申し出により合鍵を作製して送付することができます。但し、実費はご負担いただきますので、確実な管理をお願いします。

第11条（盗難／破損の補償と交換）

募金箱が盗難にあたり、故意に破損されたりした場合、花鶏学苑に速やかにご連絡の上、管理責任者は被害状況を報告し、破損した募金箱をご返却ください。

（2）盗難や破損を防ぐ対策が打たれたと判断された場合、新しい募金箱を送付します。（送料花鶏学苑負担）

第12条（設置の中止）

募金箱の設置を中止しようとするときは、募金箱を返却してください。

（2）1年間以上に亘り1度も送金がなく、連絡も取れない場合は、募金箱の設置状況を確認したうえで、募金箱をご返却いただきます。